

平成27年第7回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成27年7月23日

開会

日程第1 平成27年第2回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案第50号 瑞穂市就学指導委員の委嘱について

日程第5 議案第51号 平成28年度使用小学校及び中学校教科用図書
の岐阜地区採択について

日程第6 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成27年 月 日 () 午後 時 分から

閉会

議案第50号

瑞穂市就学指導委員の委嘱について

瑞穂市就学指導委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成27年7月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市就学指導委員を委嘱するもの。

瑞穂市就学指導委員名簿

	氏名	住所	任期	備考(該当条項)
1	なかしま子どもクリニック院長 中島 俊彦	なかしま子どもクリニック	H27.8.1～H28.7.31	学校医
2	生津小学校長 村田 明治	生津小学校	H27.8.1～H28.7.31	小中学校長
3	巢南中学校長 松野 正範	巢南中学校	H27.8.1～H28.7.31	小中学校長
4	岐阜大学教育学部教授 村瀬 忍	岐阜大学教育学部	H27.8.1～H28.7.31	識見を有する者
5	もとす広域連合幼児療育センター施設長補佐 武内 由美	もとす広域連合幼児療育センター	H27.8.1～H28.7.31	識見を有する者
6	岐阜本巣特別支援学校 鹿嶋 成美	岐阜本巣特別支援学校	H27.8.1～H28.7.31	障害児教育担当者
7	本田小学校 小森 祐二	本田小学校	H27.8.1～H28.7.31	障害児教育担当者
8	南小学校 大野 清貴	南小学校	H27.8.1～H28.7.31	障害児教育担当者

議案第 5 1 号

平成 2 8 年度使用小学校及び中学校用教科用図書_の岐阜地区採択について

「平成 2 8 年度使用小学校（特別支援学校の小学部を含む）用教科用図書岐阜地区採択案」及び「平成 2 8 年度使用中学校（特別支援学校の中学部を含む）用教科用図書岐阜地区採択案」の議決を求める。

平成 2 7 年 7 月 2 3 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

市立小・中学校で使用する教科用図書の採択権は市町教育委員会にある。しかし、採択地区に 5 市 2 郡がある岐阜地区では、岐阜県教科用図書採択協議会（平成 2 6 年 5 月 2 日提出 議案第 2 2 号）を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択しなければならない。このため、市町教育委員会は教科用図書採択の決議に当たっては、岐阜県岐阜地区採択協議会の協議結果を尊重するものとする（岐阜地区採択協議会規約）とされているため。

**平成28年度使用小学校用教科用図書
岐阜地区採択協議会 選定(案)**

■小学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
国 語	国 語	光村図書	国語
	書 写	光村図書	書写
社 会	社 会	東京書籍	新編 新しい社会
	地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	算 数	大日本図書	新版 たのしい算数
理 科	理 科	東京書籍	新編 新しい理科
生 活	生 活	東京書籍	新編 新しい生活
音 楽	音 楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	図画工作	日本文教出版	図画工作
家 庭	家 庭	開隆堂	小学校 わたしたちの家庭科
保 健	保 健	東京書籍	新編 新しい保健

**平成28年度使用中学校用教科用図書
岐阜地区採択協議会 選定(案)**

■中学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
国 語	国 語	光村図書	国語 1 2 3
	書 写	東京書籍	新しい書写1年用 2・3年用
社 会	地 理	東京書籍	新しい 地理
	歴 史	東京書籍	新しい 歴史
	公 民	東京書籍	新しい 公民
	地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	数 学	大日本図書	数学の世界 1年 2年 3年
理 科	理 科	東京書籍	新しい科学 1年 2年 3年
音 楽	一 般	教育芸術社	中学生の音楽 1 2・3上下
	器 楽	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	美 術	日本文教出版	美術 1 2・3上下
保健体育	保健体育	学研教育みらい	中学保健体育
技 術 家 庭	技 術	東京書籍	新しい技術・家庭 技術分野
	家 庭	東京書籍	新しい技術・家庭 家庭分野
外国語	英 語	三省堂	NEW CROWN ENGLISH SERIES 1 2 3

平成 28 年度使用教科用図書採択 資料

(別紙 1)

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約

(名称)

第 1 条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。
(協議会を設ける市町の教育委員会)

第 2 条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 羽島市教育委員会
- (2) 各務原市教育委員会
- (3) 山県市教育委員会
- (4) 瑞穂市教育委員会
- (5) 本巣市教育委員会
- (6) 羽島郡二町教育委員会
- (7) 北方町教育委員会

(目的)

第 3 条 本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第 4 条 関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

(委員)

第 5 条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した 25 名の委員をもって構成する。ただし次の (1) に掲げる関係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育長又は教育委員は必ず含むものとする。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長又は教育委員
- (2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
- (3) 採択地区内の小・中学校の校長及び教員
- (4) 採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。

4 採択替えがない年度については、第1項(1)に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究員)

第12条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから

会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。

4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

(出席要求)

第13条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

第14条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかかって定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

平成28年度使用岐阜地区小・中学校用教科用図書の採択方針

1 採択に係る基本方針

岐阜地区の小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択は、県教育委員会の下記の指導・助言又は援助の項目を踏まえ、各市町教育委員会がその権限と責任によりこれを行う。

2 採択に当たり踏まえるべきこと

(1) 小学校及び中学校用教科用図書の採択について

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により毎年度採択すること。
- ・小学校用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、平成27年度と同一の教科用図書を採択すること。
- ・中学校用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を含めて、採択替えができる年度に当たっているので、これらを踏まえ、適切に採択すること。
- ・同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合その他義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条で定める場合においては、この限りではない。

(2) 平成28年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の示すところに基づき、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切であり、児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性等に応じた図書を採択すること。なお、その際においては、毎年度異なる図書を採択することができること。
- ・採択に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小中学校特別支援学校用〕」を十分活用すること。

3 採択に係る基本的な考え方

- (1) 同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合等、新たに採択替え及び調査研究が必要となる場合は、県教育委員会により作成、配布される「調査研究資料」を参考資料の一つにするなどして十分な調査研究を行うこと。
- (2) 教科用図書を採択する際には、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、それらを活用して思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、教育指導の方針と重点及び児童生徒の実態等を踏まえ、諸種の角度から総合的に比較研究して特徴を明らかにするなど、十分な調査研究を行うこと。
- (3) 過大な宣伝行為等に惑わされることなく、審議や調査等について厳正な態度をもち、採択の公正確保に努めること。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、関係機関と連携を図りながら毅然とした対応をとり、静ひつな採択環境を確保すること。
- (4) 採択に関わる情報等については、積極的な公開に努め、開かれた採択をより一層推進すること。

4 岐阜地区採択協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項

(1) 設置

- ・各市町教育委員会において5月15日までに、協議会の設置に関する議決を終え羽島市教育委員会教育長に報告する。
- ・次の事項について、協議会が設置され次第速やかに岐阜県教育委員会に報告する。

① 協議会規約

② 採択方針

③ 協議会について

ア 名称、目的、組織、構成（規約）

イ 委員の選出、委嘱の方法など（委嘱状）

ウ 委員の名簿

エ その他

(2) 運営及び協議

- ①各市町教育委員会は、第2回協議会の翌日から7月31日（金）までの期間中に採択について協議を終え、岐阜地区採択協議会長に議決の報告をする。
- ②市町教育委員会で協議が調わなかった場合は、協議会長の判断で再度協議会を招集し、岐阜地区内で同一の教科書が採択できるよう再協議する。再協議に要する期間は8月3日（月）から8月11日（火）までとする。
- ③全市町教育委員会が採択を議決することにより、岐阜地区採択が完了したものとす。
- ④各市町教育委員会は、各学校への採択結果の通知を、岐阜地区の採択完了以後とする。
- ⑤保護者等の幅広い視点から教科用図書についての意見が聞ける等、協議会の委員の構成等を工夫改善する。
- ⑥採択地区の設定、採択地区協議会の運営、調査研究や審議の在り方、静ひつな採択環境と開かれた採択等について協議し、次回の採択替えに向けて採択の改善を図る。
- ⑦教科書の採択に関する信頼を確保する観点から、採択結果及び理由等の公表につとめること。

5 その他

- (1) 協議会は、地方自治法第252条の2に規定する協議会としては短期間（8月31日まで）であるため、手続き等を省略して事実上の協議による協議会とする。また、その運営は、岐阜地区採択協議会規約に基づいて行う。
- (2) 協議会委員の任期は平成27年8月31日までとする。
- (3) 新たに協議が必要になった場合は、規約第5条（1）の委員により行う。
- (4) 協議会の運営に係る費用は、必要に応じて市及び町の分担金をあてる。なお、会計報告及び次年度の予算についての審議は、規約第5条（1）の委員により行う。

(別添)

平成28年度使用中学校用教科書 一覧

発行者 番号	発行者 略称	国語		社会				数学	理科	音楽 (一般)	音楽 (器楽)	美術	保健体育	技術・家庭 (技術分野)	技術・家庭 (家庭分野)	英語	合計
		国語	書写	地理	歴史	公民	地図										
2	東書	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	12
4	大日本							○	○			○					3
6	教図													○			2
9	開隆堂											○		○			4
11	学図	○	○					○	○							○	5
15	三省堂	○	○													○	3
17	教出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	10
27	教芸									○	○						2
35	清水				○												2
38	光村	○	○									○				○	4
46	帝国			○	○	○	○	○	○								4
50	大修館											○					1
61	啓林館								○	○							2
104	数研								○								1
116	日文			○	○	○	○	○	○			○					5
207	学研												○				1
225	自由社				○	○	○	○	○								2
227	育鵬社				○	○	○	○	○								2
229	学び舎						△										
	合計者数	5	5	4	7	7	2	7	5	2	2	3	4	3	3	6	0

※上記の○印のついた見本は、県教育委員会、各採択地区、市町村教育委員会及び教科書センターの全てに送付されます。

(県選定審議会で調査研究を行うとともに、各採択地区でも調査研究の対象になります。)

※上記の△印のついた見本は、県教育委員会、市町村教育委員会 (各1部) 及び教科書センター (各2部) に送付されます。

(県選定審議会で調査研究を行います。各採択地区では調査研究の対象となりませんが、採択することは可能です。)

様式1

教 科
国 語

種 目
国 語

調査項目	着 眼 点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・指導内容の学年間及び学年内の系統性・発展性が図られた教材の構成・配列。 ・基礎的・基本的な知識・技能を活用して取り組める記録、要約、説明、討論などの言語活動の種類や分量。 ・自ら学び、課題を解決していける学習過程の位置付け。 ・補充的な学習や発展的な学習や活動となるような領域等相互間の関連。
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲を喚起するような題材、教材、資料等の内容及び分量。 ・主体的に学習に取り組めるような学習の進め方や活動への取組方などの学び方の位置付け。 ・学年の発達段階や個の学習状況等に応じた家庭学習ができるような内容。 ・学習・情報センターとしての学校図書館が活用できるような内容。
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域社会人」の育成に資する3つの力（自立力、共生力、自己実現力）との関連が図られるような教材。
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の大きさ、字間、行間、書体、配色、レイアウト等。 ・使用上の便宜。

様式1

教 科
国 語

種 目
書 写

調査項目	着 眼 点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・指導内容の学年間及び学年内の系統性・発展性が図られた教材の構成・配列。 ・基礎的・基本的な知識・技能を活用して取り組める言語活動の構成や配列。 ・自ら学び、課題を解決していける学習過程の位置付け。 ・学年間や単元（題材）及び単位時間における繰り返し学習、補足的な学習及び発展的な学習や活動の位置付け。
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲を喚起するような題材、教材、資料等の内容及び分量。 ・主体的に学習に取り組めるような学習の進め方や活動への取組方などの学び方の位置付け。 ・学年の発達段階や個の学習状況等に応じた家庭学習ができるような内容。 ・伝統と文化に親しめるような内容。
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域社会人」の育成に資する3つの力（自立力、共生力、自己実現力）との関連が図られるような教材。
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の大きさ、字間、行間、書体、図版等の印刷（鮮明度、美しさ）等。 ・使用上の便宜

様式 1

教 科
社会

種 目
地理的分野

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容の学年間及び学年内の系統性・発展性、構成・配列 ・ 記録、要約、説明、討論等、基礎的・基本的な知識・技能を活用して取り組む言語活動 ・ 体験的な学習や問題解決的な学習の内容及び構成 ・ 単元（題材）及び単位時間における繰り返し学習、補充的な学習及び発展的な学習活動
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習意欲を喚起するための題材、教材、素材、資料等 ・ 学習の進め方や思考の仕方、活動への取り組み方等の学び方 ・ 学年の発達や個の学習の状況に応じた家庭学習 ・ 教科用図書「地図」、コンピュータや情報通信ネットワークの活用に関わる内容やその取り上げ方
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさとや地域の誇りや愛着など「地域社会人」の育成に資する学習や活動の内容及び取り上げ方
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の大きさ、字間、行間、書体、図版等、読みやすさへの配慮 ・ 目次、索引、注、凡例、巻末資料等の分量及び利便性

様式 1

教 科
社 会

種 目
歴史的分野

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の 習得と思考力 ・判断力・表 現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容の学年間及び学年内の系統性・発展性、構成・配列 ・ 記録、要約、説明、討論等、基礎的・基本的な知識・技能を活用して取り組む言語活動 ・ 体験的な学習や問題解決的な学習の内容及び構成 ・ 単元（題材）及び単位時間における繰り返し学習、補充的な学習及び発展的な学習活動
2 主体的な態度 の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習意欲を喚起するための題材、教材、素材、資料等 ・ 学習の進め方や思考の仕方、活動への取り組み方等の学び方 ・ 学年の発達や個の学習の状況に応じた家庭学習 ・ 博物館や資料館等の施設の活用や地域の歴史を調べる学習の内容や程度
3 「地域社会人」 の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさとや地域の誇りや愛着など「地域社会人」の育成に資する学習や活動の内容及び取り上げ方
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の大きさ、字間、行間、書体、図版等、読みやすさへの配慮 ・ 目次、索引、注、凡例、巻末資料等の分量及び利便性

様式 1

教 科
社 会

種 目
公民的分野

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容の学年間及び学年内の系統性・発展性、構成・配列 ・ 記録、要約、説明、討論等、基礎的・基本的な知識・技能を活用して取り組む言語活動 ・ 体験的な学習や問題解決的な学習の内容及び構成 ・ 単元（題材）及び単位時間における繰り返し学習、補充的な学習及び発展的な学習活動
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習意欲を喚起するための題材、教材、素材、資料等 ・ 学習の進め方や思考の仕方、活動への取り組み方等の学び方 ・ 学年の発達や個の学習の状況に応じた家庭学習 ・ 新聞、読み物、統計、その他の資料に平素から親しみ適切に活用する学習の内容及び程度
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさとや地域の誇りや愛着など「地域社会人」の育成に資する学習や活動の内容及び取り上げ方
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の大きさ、字間、行間、書体、図版等、読みやすさへの配慮 ・ 目次、索引、注、凡例、巻末資料等の分量及び利便性

様式 1

教 科
社 会

種 目
地 図

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の 習得と思考力 ・判断力・表 現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・指導内容の学年間及び学年内の系統性・発展性、構成・配列 ・記録、要約、説明、討論等、基礎的・基本的な知識・技能を活用して取り組む言語活動 ・体験的な学習や問題解決的な学習の内容及び構成 ・単元（題材）及び単位時間における繰り返し学習、補充的な学習及び発展的な学習活動
2 主体的な態度 の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲を喚起するための題材、教材、素材、資料等 ・学習の進め方や思考の仕方、活動への取り組み方等の学び方 ・学年の発達や個の学習の状況に応じた家庭学習 ・地理的、歴史的、公民的分野相互の有機的な関連を図るための内容及び取り上げ方
3 「地域社会人」 の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとや地域の誇りや愛着など「地域社会人」の育成に資する学習や活動の内容及び取り上げ方
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の大きさ、字間、行間、書体、図版等、読みやすさへの配慮 ・目次、索引、注、凡例、巻末資料等の分量及び利便性

様式 1

教 科
数 学

種 目
数 学

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導要領に示す目標，内容及び内容の取扱いに即して，数学の内容の系統性に応じた構成・配列 ・ 問題解決的な学習に見通しをもって取り組むことができる構成・配列 ・ 個の学習状況に応じて，適切に既習内容を想起できる構成 ・ 個の学習状況に応じて，反復（スパイラル）による教育課程や学び直しの機会，発展的に学習する内容の設定
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習意欲を喚起するための教材や資料等，数学を学ぶことの楽しさを実感できる題材・構成 ・ 学習の進め方，思考の仕方など，数学の学び方が身に付く構成・配列 ・ 個の学習状況に応じて，知識及び技能の定着のために，家庭等でも学習できる構成・配列・分量
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の事象や，他教科等での学習に関連付ける学習
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の大きさ，字間，行間，書体，図版 ・ 使用上の便宜が図れるよう目次，巻末の索引，資料等の分量

様式 1

教 科
理 科

種 目
理 科

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 科学的に探究する能力の基礎や科学に関する基本概念の一層の定着を図り、科学的な見方や考え方、総合的なものの見方を育成できるような指導内容の関連や系統性 学習指導要領に示す、目標、内容及び内容の取り扱いに即した、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、それらを活用して科学的な思考力、判断力、表現力を育むことができるような構成 観察、実験、及び科学体験や自然体験を通して問題解決的な学習が行えるような配慮や安全についての配慮 生徒の理解の状況や習熟の程度に応じ、繰り返し学ぶ内容や補充的な学習及び発展的に学習する内容
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が自然の事物・現象に進んで関わり、自ら学ぶ意欲を高めるとともに、日常生活や社会との関連性に気付き、理科を学ぶ意義や有用性が実感できるような構成 生徒が自ら問題を見だし、目的意識をもって観察、実験を行うなど、生徒が主体的に追究するための学び方が身に付くような問題解決の過程 生徒が学年や理解の状況に応じた家庭学習ができるような内容
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県に関連する自然事象や科学的事象、ふるさとへの誇りと愛着を育むことができる内容
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> 文字の大きさ、字間、行間、書体、図、写真の美しさ鮮明度、生徒の様々な特性への配慮 観察、実験の場面での活用等、使用上の便宜

様式1

教科
音楽

種目
一般

調査項目	着眼点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・歌唱・創作・鑑賞の活動を題材として構成する上での指導内容の学年間及び学年内の系統性・発展性 ・根拠をもって音楽のよさを味わうために、感じ取ったことや考えたことなどを、言葉を用いて表す主体的な活動の取り上げ方 ・歌唱・創作・鑑賞の活動における、多様な音楽を幅広く直接体験ができるような構成・配列 ・歌唱・創作・鑑賞の能力を育成するための、繰り返し学習や発展的な学習の取り上げ方 ・〔共通事項〕の取り上げ方
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・思いや意図をもって取り組むことができる題材、教材、資料 ・見通しをもって音楽のよさを味わうことができる学び方 ・音楽と生活との関連を図った内容の取り上げ方
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国や諸外国の音楽文化等にかかわる取扱いや、岐阜県の音楽にかかわる内容の取り上げ方
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・楽譜、文字、写真、図、絵等への配慮 ・紙質や製本の状態 ・巻頭や巻末の資料、目次等の利便性

様式1

教科
音楽

種目
器楽

調査項目	着眼点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・器楽・創作・鑑賞の活動を題材として構成する上での指導内容の学年間及び学年内の系統性・発展性 ・器楽による表現のよさを味わうために、感じ取ったことや考えたことなどを、言葉を用いて表す主体的な活動の取り上げ方 ・器楽の活動において、自分の求める表現にするための問題解決的な学習活動の取り上げ方 ・〔共通事項〕の取り上げ方
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲を喚起し、楽器の魅力を十分に引き出す教材の取り上げ方 ・楽器の基礎的な奏法を身に付けることができる学び方 ・音楽と生活との関連を図った内容の取り上げ方
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・和楽器を用いた学習の取り上げ方
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・楽譜、文字、写真、図、絵等への配慮 ・紙質や製本の状態 ・巻頭や巻末の資料、目次等の利便性

様式 1

教 科
美 術

種 目
美 術

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の 習得と思考力 ・判断力・表 現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容の学年間及び学年内の系統性、発展性 ・ 発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力を育成するための 基礎的・基本的な知識・技能を活用して取り組む言語活動 ・ 体験的な学習や問題解決的な学習 ・ 単元（題材）及び単位時間における繰り返し学習、補充的な学習 及び発展的な学習や活動 ・ 表現活動をもとにした交流や他者とのかかわり
2 主体的な態度 の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習意欲を喚起するための題材、教材、素材、資料等 ・ 学習の進め方や思考の仕方、活動への取り組み方法等の学び方 ・ 学年の発達や個の学習状況等に応じた主体的な学習
3 「地域社会人」 の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県にかかわる美術作品等の理解に資する作品や題材、素材
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の大きさ、字間、行間、書体、図版等 ・ 使用上の便宜

様式1

教 科
保健体育

種 目
保健体育

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・指導内容の学年間及び学年内の系統性・発展性の取り上げ方と分量 ・記録、要約、説明、討論等、基礎的・基本的な知識・技能を活用して取り組む言語活動の取り上げ方 ・生徒の心身の発達段階や生活経験を踏まえ、体験的な学習や問題解決的な学習の取り上げ方 ・単元（題材）及び単元時間における繰り返し学習、補充的な学習及び発展的な学習や活動の取り上げ方
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・安全に関する学習意欲を喚起するための題材、教材、素材、資料等の内容や分量 ・生徒が興味・関心をもって読み進め、自ら課題解決することができ、知識の習得のため、知識を活用する学習活動の取り上げ方 ・学んだことが日常生活で実践につながる取り上げ方
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が地域社会の一員であることを自覚できる取り上げ方
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の大きさ、書体、字間、行間、配色、レイアウト、図版等の印刷（鮮明度、美しさ）の読みやすさ ・目次、索引、注、凡例、巻末資料等の使いやすさ

様式 1

教 科
技術・家庭

種 目
技術分野

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の 習得と思考力 ・判断力・表 現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の学習内容を踏まえ、3年間を見通した指導内容の系統性や発展性のある構成・配列 ・ 記録、要約、説明、討論等に必要な思考を整理した用語の解説や図表の配列 ・ 実践的・体験的な学習や、問題解決的な学習の構成・配列 ・ 基礎的・基本的な知識及び技術を習得するための学習や他の教科や領域との関連
2 主体的な態度 の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習意欲を喚起するための題材、教材、素材、資料等 ・ 思考の仕方や学習活動への取組方等の学び方 ・ 学年の発達や個の学習状況に応じた学習内容 ・ 実践的・体験的な学習活動を行う上での安全指導や安全対策内容
3 「地域社会人」 の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の伝統文化の理解及び勤労観や職業観に資する内容
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の大きさ、字間、行間、書体、図版等の印刷及び仕上がり ・ 目次、索引、注、凡例、補助資料等の使用上の便宜

様式 1

教 科
技術・家庭

種 目
家庭分野

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の学習内容を踏まえ、3年間を見通した指導内容の系統性や発展性のある構成・配列 ・ 知識・技術を活用し、論理的思考や生活の課題を解決する能力をはぐくむ言語活動 ・ 実践的・体験的学習や問題解決的な学習 ・ 基礎的・基本的な知識・技術の定着を図るための補充的及び発展的な学習活動
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習意欲を喚起するための題材・教材・資料等 ・ 問題解決的な学習の進め方や思考の流れに沿った構成・配列 ・ 生活を見つめ、生活の自立に結び付く学び方
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や地域社会とのかかわりを重視した学習や活動の内容 ・ 日本の伝統文化の理解と継承に資する内容 ・ 環境教育や持続可能な社会の構築及び勤労観・職業観に資する内容
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の大きさ、字間、行間、書体、図版等の印刷 ・ 目次、索引、注、凡例、資料等の使用上の便宜

様式 1

教 科
外国語

種 目
英語

調 査 項 目	着 眼 点
1 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容の学年間及び学年内の系統性、発展性、言語活動ごとの内容とその構成・配列 ・ 記録、要約、説明、討論等、基礎的・基本的な知識・技能を活用して取り組む言語活動の種類や分量 ・ 体験的な学習や問題解決的な学習の位置付け ・ 単元（題材）及び単位時間における繰り返し学習、補充的な学習及び発展的な学習や活動の位置付け
2 主体的な態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習意欲を喚起するための題材、素材、教材、資料等の質及び分量 ・ 学習の進め方や思考の仕方、活動への取組方等の学び方の示唆 ・ 学年の発達や個の学習状況等に応じた家庭学習の取り上げ方
3 「地域社会人」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域社会人」の育成に資する3つの力（自立力、共生力、自己実現力）との関連
4 印刷・造本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の大きさ、字間、行間、書体、図版等、使いやすさへの配慮 ・ 目次、索引、注、凡例、巻末資料等の分量及び使いやすさ

岐阜地区採択協議会に関する情報公開について（案）

- 1 平成27年度岐阜地区採択協議会に関する情報公開について
 - ・採択協議会事務局（羽島市教育委員会学校教育課）を対応窓口とする。
- 2 岐阜地区採択協議会に関する情報公開の請求や問合せがあった場合の対応
 - ① 市町教育委員会に情報公開を求められた場合、必要に応じて下記のことを伝える。
 - ・岐阜地区採択協議会の情報公開については、採択協議会事務局（羽島市教育委員会）で扱っているため、問い合わせてほしい。
 - ・選定された教科書、岐阜地区採択協議会の会議録は、羽島市教育委員会のHPで確認できる。
 - ・市町教育委員会のHPから羽島市教育委員会へアクセスできる。
 - ② 地区採択協議会委員への問合せがあった場合、必要に応じて下記のことを伝える。
 - ・8月末の地区採択協議会の解散と同時に、委員の任期も終了しているため、個人的な立場で内容について答えることはできない。
- 3 対応のポイント
 - ・各市町教育委員会内で情報公開の窓口となる担当者を決めて、対応にぶれが生じないようにする。
 - ・各市町教育委員会と事務局が互いに情報提供し合い、同一の歩調で対応する。
- 4 平成27年度の公開対象文書等
 - ・★印は事務局HP上に掲載する
 - ・☆印は窓口（羽島市教育委員会 学校教育課）で公開（複写のみ）
公開請求は、別紙様式「教科書採択関係資料供与申込書」にておこなう
 - ① ★岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約
 - ② ★平成28年度使用岐阜地区小・中学校用教科用図書の採択方針
 - ③ ☆平成27年度岐阜地区採択協議会委員名簿
 - ④ ☆平成27年度岐阜地区採択協議会研究員名簿
 - ⑤ ★平成27年度教科書採択にかかわる日程
 - ⑥ ★平成27年度岐阜地区採択協議会採択までの流れ
 - ⑦ ★平成27年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会会議録
 - ⑧ ★平成28年度使用中学校用教科用図書選定結果・選定理由
 - ⑨ ★平成28年度使用中学校用教科用図書選定資料（調査項目・着眼点・意見）
 - ⑩ ★平成28年度使用小学校用教科用図書選定結果
 - ⑪ ☆法定展示会に寄せられた意見書（9会場：法定展示の全期間中の文書）
 - ※教科書センター・分館が設置されている各市町教育委員会が各市町の規定に基づき、「公文書扱い」で「原本」を保管し、事務局が「写し」を保有する。

以上を、平成27年9月1日より公開する。